

議案第35号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項及び第2項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]
2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（次号から第4号までに規定するものを除く。） (2)～(4) [略]	[略]	2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（第2号から第4号までに規定するものを除く。） (2)～(4) [略]	[略]
3 法第87条の4において準	[略]	3 法第87条の2において準	[略]

用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 (1)～(4) [略]		用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 (1)～(4) [略]	
4～6 [略]		4～6 [略]	
7 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 法第87条の4において準用する法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合 (2) [略]	[略]	7 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 法第87条の2において準用する法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合 (2) [略]	[略]
8 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築設備に関する完了検査 (1)～(3) [略]	[略]	8 法第87条の2において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築設備に関する完了検査 (1)～(3) [略]	[略]
9・10 [略]		9・10 [略]	
11 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1)～(3) [略]	[略]	11 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1)～(3) [略]	[略]
12 法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築設備の中間検査 (1)・(2) [略]	[略]	12 法第87条の2において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築設備の中間検査 (1)・(2) [略]	[略]
13 [略]		13 [略]	
14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対	[略]	14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対	[略]

する審査	
14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（ <u>法第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
14の3～19 [略]	
20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	
(1) <u>法第48条第16項第1号の規定に該当する場合</u>	1件につき 120, 000円
(2) <u>法第48条第16項第2号の規定に該当する場合</u>	1件につき 140, 000円
(3) 前2号に該当しない場合	1件につき 180, 000円
21・22 [略]	
23 法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	[略]
24～51 [略]	
51の2 法第86条の8第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査	[略]
51の3 法第86条の8第3	[略]

する審査	
14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（ <u>法第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
14の3～19 [略]	
20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 180, 000円
21・22 [略]	
23 法第53条第4項又は第5項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	[略]
24～51 [略]	
51の2 法第86条の8第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査	[略]
51の3 法第86条の8第3	[略]

項 (法第87条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて工事を 行う場合の全体計画の変更の 認定の申請に対する審査	
51の4 法第87条の2第1 項の規定による1の建築物を 2以上の工事に分けて用途の 変更に伴う工事をを行う場合の 全体計画に関する認定の申請 に対する審査	1件につき 27,000円
51の5 法第87条の3第5 項の規定による建築物の用途 を変更して興行場等とする建 築物の使用の許可の申請に対 する審査	1件につき 120,000円
51の6 法第87条の3第6 項の規定による建築物の用途 を変更して特別興行場等とす る建築物の使用の許可の申請 に対する審査	1件につき 160,000円
51の7 [略]	
51の8 [略]	
51の9 [略]	
51の10 [略]	
52～62の2 [略]	
63 長期優良住宅法第5条第 1項から第3項までの規定に よる長期優良住宅建築等計画 の認定の申請に対する審査で、 長期優良住宅法第6条第2項 の規定による申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の4に規定す る建築設備を含むもの	[略]
64 [略]	
65 長期優良住宅法第8条第 1項の規定による長期優良住 宅建築等計画の変更の認定の 申請に対する審査で、同条第 2項で準用する長期優良住宅 法第6条第2項の規定による 申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の4に規定す る建築設備を含むもの	[略]
66～69 [略]	
70 低炭素建築物新築等計画 の認定申請に対する審査 (都	[略]

項の規定による全体計画の変 更の認定の申請に対する審査	
51の4 [略]	
51の5 [略]	
51の6 [略]	
51の7 [略]	
52～62の2 [略]	
63 長期優良住宅法第5条第 1項から第3項までの規定に よる長期優良住宅建築等計画 の認定の申請に対する審査で、 長期優良住宅法第6条第2項 の規定による申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の2に規定す る建築設備を含むもの	[略]
64 [略]	
65 長期優良住宅法第8条第 1項の規定による長期優良住 宅建築等計画の変更の認定の 申請に対する審査で、同条第 2項で準用する長期優良住宅 法第6条第2項の規定による 申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の2に規定す る建築設備を含むもの	[略]
66～69 [略]	
70 低炭素建築物新築等計画 の認定申請に対する審査 (都	[略]

市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。) (1) [略] (2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの		市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。) (1) [略] (2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの	
71 [略]		71 [略]	
72 低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に対する審査 (都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。) (1) [略] (2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	[略]	72 低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に対する審査 (都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。) (1) [略] (2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの	[略]
73～75 [略]		73～75 [略]	
76 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査 (1) [略] (2) 法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 ア・イ [略]	[略]	76 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査 (1) [略] (2) 法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 ア・イ [略]	[略]
77～80 [略]		77～80 [略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

(施行期日)

- この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第20項、第23項及び第51の3項から第51の6項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。